平成２７年（フ）第２１４２号
札幌市豊平区西岡４条１丁目２番３―301号
債務者　山崎　和巳
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４５号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番22―509号
債務者　山野　満行
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４８号
札幌市豊平区西岡２条４丁目４番21号
債務者　高木　朋美（旧姓眞崎・高橋）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５８号
札幌市北区北28条西８丁目２番10号　シャトーメロン206号
債務者　嘉藤　里美（旧姓満月）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６０号
札幌市北区篠路３条10丁目５番16号　エスパ・スペース篠路Ⅱ　Ａ―201号
債務者　谷内田康平
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６８号
札幌市北区新琴似８条６丁目４番13号　川村マンション７号
債務者　上野　智実
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８１号
札幌市白石区栄通３丁目１番10―408号
債務者　加賀谷圭介
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目７番26―308号
債務者　佐藤　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６０号
埼玉県川口市西青木１丁目８番19号　プティメゾン西青木201号、旧住所埼玉県川口市上青木２丁目５番19号　エクセルヤマノ303号
債務者　佐藤　友彦
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５４号
埼玉県川口市北原台３丁目６番10号　セブンハウス101号
債務者　福島　朋子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
埼玉県吉川市大字川藤1363番地５
債務者　森田　尚美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
埼玉県入間市小谷田４丁目２番11号
債務者　山田　杉三
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８９号
埼玉県本庄市沼和田518番地12
債務者　武井真由美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９３５号
愛知県春日井市月見町5614番地４
債務者　多井　由美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３６号
名古屋市守山区吉根２丁目601番地　ラコンテカーサ205号、従前の住所名古屋市守山区泉が丘1402番地　ＫＯＤＡＴＥＸⅡ泉が丘Ｂ号
債務者　冨田由美子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地１（３―302号）
債務者　三津井真一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８１号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町14番17号（第３森山ビル504号）
債務者　四本　雅俊
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８４号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝1382番地８
債務者　杤山ときの
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部